

児 第 6 4 5 号
子 第 5 9 0 号
平成 2 8 年 7 月 7 日

各市町村保育行政主管課長 様

千葉県健康福祉部児童家庭課長
(公印省略)
千葉県健康福祉部子育て支援課長
(公印省略)

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」
の公布について (通知)

県では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号)」を踏まえ、
県内の児童福祉施設 (指定都市及び中核市に所在するものを除く) の設備及び運営に関する基準を条
例で定めておりますが、今般、当該厚生省令の改正に伴い、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基
準を定める条例 (平成 2 4 年条例第 8 5 号)」を以下のとおり改正し、平成 2 8 年 6 月 2 8 日に公布し
たので通知します。

貴市町村におかれましては、管内の保育所等に対して周知を図られるようお願いいたします。

記

1 改正内容

(1) 朝夕の保育士配置の要件の弾力化

保育士について常時 2 人以上の配置を基準上求めているが、当分の間、当該規定を適用しないこ
とができる。この場合、各年齢で定める配置基準により算定される保育士数が 1 人となる時は、当
該保育士に加えて知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置しなければならない。

(2) 小学校教諭等の有資格者の活用

保育士の数の算定について、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許
状を有する者を保育士とみなすことができることとする。

(3) 認可に必要な加配人員における保育士資格要件の弾力化

保育所を 1 日につき 8 時間を超えて開所していること等により、開所時間を通じて必要となる保
育士の総数が、利用定員により算出される保育士の総数を超えるときは、当分の間、当該超える数
の範囲内で、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことができ
ることとする。

(4) 保育士とみなすことができる者の総数は、開所時間を通じて必要となる保育士の総数の 3 分の
1 以下の数としなければならない。

(5) 保育所における 4 階以上の避難用階段について、屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合
においては、階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生じる煙が付室を通じて階段室に流入する
ことを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた一定の構造方法を用いるもの又は国土
交通大臣の認定を受けたものとする。

(6) 児童厚生施設、児童養護施設及び児童自立支援施設の職員の資格について、義務教育学校の教
諭となる資格を有する者を加えることとする。

2 保育士配置特例の運用に係る留意事項

(1) 保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則であるため、各特例を実施するに当たっては、保育士が専門的業務に専念することができるよう、保育に直接的影響を及ぼさない事務的作業等は保育士以外の者が行うなど、業務負担の見直しを行うとともに、各市町村及び保育所等においても、保育士の確保対策の一層の強化に取り組むこととする。

(2) 知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者については、保育の質の確保の観点から次の者とする。

- ①保育所又は認定こども園で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で1年以上）
- ②子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者
- ③家庭的保育者

「常勤で1年以上」とは、1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に継続して勤務していることをいう。また、「保育業務に従事」とは、保育所等に勤務する保育士の補助を行うことをいい、具体例として、保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日の対応、保育士との共同による保育の実施（散歩、外遊び、給食、昼寝等）等をいう。単なる事務を行っていた者は該当しない。

(3) 幼稚園教諭等の「普通免許状を有する者」とは、必要な更新を行っている者に限る。免許が更新されていない者は、対象とはならない。また、保育士としてみなされて勤務している者も、免許の有効期間が満了した場合（旧免許状については修了確認期限を経過した場合）、みなし対象外となる。

幼稚園教諭等が保育することができる児童の年齢については、幼稚園教諭等の専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心に保育することが望ましい。

(4) 過去3年間の指導監査において、知事から勧告や改善命令を受けている保育所については、各特例の実施を認めないこととする。

(5) 各特例を実施する場合の公定価格の算定に当たっては、保育士以外の者を保育士とみなして必要な算定を行うこととしており、保育士以外の者を保育士とみなす場合であっても可能な限り、1名を超えた配置や保育士等の処遇改善に配慮しながら実施すること。

(6) 保育所又は認定こども園で保育業務に従事した期間が十分にある者及び保育に従事したことのない幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促していくこと。また、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者として保育士とみなされる者については、保育士資格の取得を促していくこと。

3 施行日

公布日を施行日とする。

<本件に関する担当>

児童家庭課虐待防止対策室

電話：043-223-2322

FAX：043-224-4085

子育て支援課保育推進班

電話：043-223-2321

FAX：043-224-4085